平成２２年（フ）第２５４０号
福岡市東区和白丘２丁目３番48―516号、前住所福岡県宗像市青葉台２丁目20番地５
債務者　山本　和正
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千綿俊一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５３２４号
大阪市東淀川区小松４丁目１番２―711号、前住所大阪府吹田市東御旅町９番３号
債務者　長谷川徹こと　張　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上津　亮次
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４２０号
大阪府高槻市名神町６番５号
債務者　藤堂　正英
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７５号
岩手県一関市滝沢字宮田127番地１
債務者　阿部　良治
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第７６号
岩手県一関市滝沢字宮田127番地１
債務者　阿部　　恵
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第７７号
岩手県大船渡市盛町字下舘下71番地１
債務者　荒木喜久子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第９３号
三重県志摩市大王町波切1024番地１
債務者　永田　　實
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
三重県度会郡南伊勢町村山595番地６
債務者　鈴木　貴生
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第４１４２号
大阪府門真市千石東町４番30―410号
債務者　栗野　正敏
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５７号
大阪府交野市梅が枝34番206号
債務者　内西由美子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８４０号
大阪市阿倍野区阿倍野元町12番14号
債務者　松室　正輝
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３５２号
大阪市住之江区新北島８丁目２番１―308号
債務者　崎原　令子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４８２号
大阪府吹田市豊津町21番40号
債務者　江口　剛夫
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５４３号
大阪市東淀川区西淡路１丁目15番10―204号
債務者　原田　智代
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５５２号
大阪市西淀川区出来島１丁目４番16号　リバティー堀内201号室
債務者　楠見　浩一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５９１号
大阪府茨木市双葉町７番21号　ベルダージ21―901号室
債務者　原田　　満
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６２２号
大阪府豊中市庄内東町６丁目５番10号、前住所大阪市淀川区三津屋南１丁目８番37―303号
債務者　赤井　亮介
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６２９号
大阪府門真市上島町25番６号
債務者　高木　憲治
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部